

すこやかマタニティ支援事業（特定不妊治療の支援）のお知らせ

厚真町では子育てをしていくご家庭を応援するため、「すこやかマタニティ支援事業」の1つとして、特定不妊治療にかかる費用の支援をおこなっています。



【制度の概要】

- ★治療費が高額で保険適用にならない、「体外受精」と「顕微授精」にかかる費用の一部を支援します。
- ★北海道で実施している「特定不妊治療費用助成事業」に上乗せし支援します（15万円が上限です）。
- ★上記の助成の対象にならない方にはこの事業で独自に支援します（15万円が上限です）。

【対象】

- ★法的に婚姻し、申請日の時点で厚真町にお住まいになって1年以上経過しているご夫婦
なお単身赴任等で、奥さまのみが居住している場合も含まれます。
1年以上お住まいになった以降の治療費用が支援の対象になります。

【みなさんに行っていただく手続きについて】

- ★初めに北海道の事業の対象になるかどうかを苫小牧保健所にご相談ください★

①～北海道の「特定不妊治療費用助成事業」の申請をし、対象となる場合～

北海道の「特定不妊治療費用助成事業」の申請をする方は、その結果が出てから町への申請をお願いいたします。町への申請時には、下記の書類（3～5の書類）をご提出ください（1～2の書式は町の窓口にあります）。申請は治療終了後6か月以内をお願いします。

- 1) すこやかマタニティ支援事業 特定不妊治療支援申請書
- 2) 同意書
- 3) 特定不妊治療費用助成事業受診等証明書（写しでも可）
（医療機関にて発行、医師が記入したもの。発行時料金がかかる場合があります。）
- 4) 特定不妊治療に要した費用の領収書（写しでも可）
（治療であることが明記されているもの。）
※北海道の助成申請時（苫小牧保健所）に3）証明書・4）領収書の原本を提出します。
保健所への申請前に、1部ずつ当証明書・領収書のコピーをおとりください。
町の助成申請時にはコピーの方をお持ちください。
- 5) 北海道（保健所）から発行されている決定通知書

②～北海道の「特定不妊治療費用助成事業」の対象にならない場合～

※治療の回数が道の助成対象回数を超えた場合、所得制限で対象にならなかった場合などこの場合は、下記の書類（2、3の書類）を用意して下記窓口に申請してください。

- 1) すこやかマタニティ支援事業 特定不妊治療支援申請書（町の窓口にあります）
- 2) 特定不妊治療費用助成事業受診等証明書（写しでも可）
（医療機関にて、医師が記入したもの。発行時料金がかかる場合があります）
- 3) 特定不妊治療に要した費用の領収書（写しでも可）
（治療であることが明記されているもの。）

ご不明な点は
厚真町役場 町民福祉課（総合ケアセンターゆくり内）
健康推進グループ（保健師）まで お問い合わせ下さい。
電話：0145-26-7871

必要書類や制度
などについて、
申請前にぜひご
相談ください☆